

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		災害援護資金の貸付け
根拠法令及び条項		新座市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条第1項 (災害援護資金の貸付け) 第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
所管部課係名		総合福祉部福祉政策課福祉政策係
審査基準	審	新座市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条 (災害援護資金の限度額等) 第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害及び住居の損害がない場合 150万円 イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 ウ 住居が半壊した場合 270万円 エ 住居が全壊した場合 350万円 (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円 イ 住居が半壊した場合 170万円 ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円 エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円 (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。 2 略
	査	
	基	
	準	
	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<b>災害</b> 新座市災害弔慰金の支給等に関する条例第2条1項1号のとおり。ここには、通常の火災は含まれない。 <b>世帯主</b> 主としてその世帯の生計を維持する者であつて、その世帯を主宰するものとして社会通念上妥当と認められる者
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 未設定 (審査の例がなく、標準処理基間の設定の手掛かりがないため。)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)